（アイヌ政策調整官及び開発専門官）

第百三十二条　北海道局に、アイヌ政策調整官一人及び開発専門官二十二人を置く。

２・３　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百十八人以内を置く。

２　（略）

附　則

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、令和十一年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一～四　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土技術政策総合研究所に置く部等） **第四条**　国土技術政策総合研究所に、次の十三部並びに社会資本マネジメント研究センター及び港湾情報化支援センターを置く。 総務部 企画部 管理調整部 上下水道研究部 河川研究部 土砂災害研究部 道路交通研究部 道路構造物研究部 建築研究部 住宅研究部 都市研究部 港湾・沿岸海洋研究部 空港研究部	（国土技術政策総合研究所に置く部等） **第四条**　国土技術政策総合研究所に、次の十三部並びに社会資本マネジメント研究センター及び港湾情報化支援センターを置く。 総務部 企画部 管理調整部 下水道研究部 河川研究部 土砂災害研究部 道路交通研究部 道路構造物研究部 建築研究部 住宅研究部 都市研究部 港湾・沿岸海洋研究部 空港研究部